

新恵庭市史編さん業務委託契約の再々変更(委託期間)について

新恵庭市史は、恵庭市制施行50周年記念事業の一環として、市民の地域に対する理解を深め、まちづくり事業や施策に役立てることを目的に、平成26年度から委託契約を締結し編さん作業を実施してきたところです。

しかし、令和2年9月及び令和3年3月、委託事業者から2度にわたり「契約期間変更願い」が提出され、令和3年9月末まで契約期間を延長し、作業を進めて参りましたが、このたび事業者より再度「契約期間変更願い」が提出され、次のとおり契約期間を変更するものです。

【 委託契約期間 】

- ・当初 平成26年8月1日から平成32年(令和2年)9月30日まで
- ↓
- ・変更(R02.9.18) " 令和3年3月31日まで
- ↓
- ・再変更 " 令和3年9月30日まで
- ↓
- ・再々変更 " 令和4年3月31日まで

【 委託事業者名 】

札幌市中央区北5条西6-2-2

株式会社 ぎょうせい北海道支社 支社長 阿部 和彦

【 委託事業者からの契約期間延長の理由(原文のまま) 】

1. 史実や資料が乏しい章の記述に、更なる精査が必要との判断から、編集者による大幅な再編集を行っていること。
2. 道内の専門家に依頼したアイヌ関連の執筆に大幅な遅れが生じたこと、当該部分に大幅な修正が必要となったこと。
3. 編さん委員会に基づいて初校ゲラを修正するにあたり、本年2月に作成した工程以上に検討・協議・調整が必要な個所が残っており、その判断や作業に時間を要したこと。